

平成25年3月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 上原直也

平成24年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

(口頭弁論終結日 平成25年2月7日)

判 決

原 告	林 朋 寛
同訴訟代理人弁護士	升 永 英 俊
同	久 保 利 英 明
同	伊 藤 真

那覇市泉崎1丁目2番2号

被 告	沖 縄 県 選 挙 管 理 委 員 会
同代表者委員長	阿 波 連 本 伸
同指定代理人	小 濱 浩 庸
同	小 野 本 敦
同	宮 崎 純 一 郎
同	大 浦 良 二
同	杉 浦 良 信
同	坂 本 由 美
同	江 島 弘 光
同	齊 藤 惠 子
同	黒 島 安 雄
同	安 和 彦
同	安 慶 名 均
同	山 城 昭
同	幸 喜 彦
同	文

主

- 1 原告の請求を棄却する。ただし、平成24年12月16日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の沖縄県第1区における選挙は、違法である。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 平成24年12月16日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の沖縄県第1区における選挙を無効とする。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成24年12月16日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、沖縄県第1区の選挙人である原告が、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法等の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。
- 2 前提となる事実（当裁判所に顕著な事実、当事者間に争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることのできる事実）
 - (1) 平成24年12月16日に本件選挙が行われた。

原告は、本件選挙の沖縄県第1区の選挙人である。

原告は、平成24年12月17日、本件訴えを提起した。
 - (2) 衆議院議員の選挙制度は、昭和25年に制定された公職選挙法においては、中選挙区単記投票制が採用されていたが、平成6年に同法の一部が改正され、小選挙区比例代表並立制に改められた（以下、上記改正後の当該選挙制度を「本件選挙制度」という。）。

本件選挙制度によれば、衆議院議員の定数は480人とされ、そのうち3

00人が小選挙区選出議員，180人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法4条1項），小選挙区選挙については，全国に300の選挙区を設け，各選挙区において1人の議員を選出し，比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については，全国に11の選挙区を設け，各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条1項，2項，別表第1，別表第2）。総選挙においては，小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い，投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている（同法31条，36条）。

選挙区の改定については，上記平成6年の公職選挙法の一部改正と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）により，衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）が，衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し，調査審議し，必要があると認めるときは，その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法2条）。その改定案を作成するに当たっての区割りの基準については，各選挙区の人口の均衡を図り，各選挙区の人口のうち，その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし，行政区画，地勢，交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとされ（同法3条1項），また，各都道府県の区域内の選挙区の数は，各都道府県にあらかじめ1を配当した上で（以下，このことを「1人別枠方式」という。），これに，小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とするとされている（同条2項。以下，この選挙区割りの基準を「本件区割基準」といい，この規定を「本件区割基準規定」という。）。なお，選挙区の改定に関する上記の勧告は，国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ，さらに，区画審は，各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときにも，

上記の勧告を行うことができるものとされている（同法4条）。

区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査の結果に基づき、小選挙区選出議員の選挙区に関し、いわゆる5増5減を行った上で、選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けた平成14年の公職選挙法の一部改正により、その勧告どおり選挙区割りの改定が行われた（以下、同改定後の選挙区割りを「本件選挙区割り」といい、これを定めた公職選挙法13条1項及び別表第1を併せて「本件区割規定」という。）。

- (3) 平成21年8月30日に行われた衆議院議員総選挙（以下「平成21年選挙」という。）の小選挙区選挙は、本件選挙区割りに基づいて施行されたものである。平成21年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区であった。なお、各都道府県単位でみると、平成21年選挙当日における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、議員1人当たりの選挙人数が最も少ない高知県と最も多い東京都との間で1対1.978であった。（弁論の全趣旨）

最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁（以下「平成23年大法廷判決」という。）は、平成21年選挙について提起された選挙無効訴訟において、次のとおり判示して、原告の請求を棄却した原判決を維持した。すなわち、本件区割基準規定である区画審設置法3条1項は、選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものといえることができるが、同条2項において採用されている1人別枠方式は、新しい選挙制度を導入するに当たり、直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行った場

合には、人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されることとなるため、国政における安定性、連続性の確保を図る必要があると考えられたこと、何よりもこの点への配慮なくしては選挙制度の改革の実現自体が困難であったと認められる状況の下で採られた方策であって、おのずからその合理性に時間的な限界があるものというべきであり、平成21年選挙時には、本件選挙制度は定着し、安定した運用がされるようになっていたと評価することができ、もはや1人別枠方式の上記のような合理性は失われていたものというべきである。加えて、1人別枠方式が選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっており、その不合理性が投票価値の較差としても現れてきていたものということができる。そうすると、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、遅くとも平成21年選挙時には、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわなければならない。本件選挙区割りには、1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものである以上、これもまた、平成21年選挙時に於いて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきである。しかし、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものということとはできない。

- (4) その後、本件選挙までの間に、平成24年11月16日に衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（以下「緊急是正法」という。）が成立し、同月26日公布され、同法2条の規定を除いて、同日施行された（緊急是正法附則1条）。したがって、本件選挙当時、1人別枠方式を廃止する旨の緊急是正法3条は施行されていたが、本件区割規定の改正には至らず、本件選挙は、平成21年選挙と同じく本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づき行われた。なお、緊急是正法による改正後の都

道府県間における議員1人当たりの人口の最大較差は、1.788となる
(乙9の2)。

- (5) 本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.425であり(高知県第3区と沖縄県第1区との較差は1対1.279)、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は72選挙区であった(乙1)。なお、各都道府県単位でみると、本件選挙当日における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、議員1人当たりの選挙人数が最も少ない高知県と最も多い東京都との間で1対2.040であった。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

本件の主たる争点は、本件選挙区割りを定める本件区割規定の合憲性及びその前提としての1人別枠方式を含む本件区割基準を定める本件区割基準規定の合憲性(以下「本件区割規定等の合憲性」という。)であり、本件選挙が違法である場合にはその効力も問題になる。

(原告の主張)

- (1) 本件区割規定は、人口比例に基づいた選挙区割りがされておらず、憲法前文、憲法56条2項、59条、67条、60条2項、61条、44条ただし書、13条、15条及び14条の各条項によって要求される「人口比例選挙の保障」に反する配分となっている。

(2)ア 主位的主張

憲法前文第1段落第1文は「主権が国民に存する」と定めており、「主権が国会議員に存する」とは定めておらず、国会議員は、憲法上、主権者ではない。国家権力の行使が国会議員の多数決で決定される根拠は、国会議員の多数意見が主権者である国民の多数意見と等価であることに求めざるを得ないものである。そして、「国会議員の多数決」を「国民の多数決」に同時変換する手続は「人口比例選挙」しかあり得ない。

イ 予備的主張

本件選挙区割りには、憲法の保障する投票価値の平等を害しており、違憲である。

- (3) 本件選挙は、平成23年大法廷判決で違憲状態と判断されたのと概ね同一の小選挙区選挙区割りの下に施行されている上、平成23年大法廷判決の言渡し日である平成23年3月23日と本件選挙日である平成24年12月16日との間には約1年9か月の期間があったのであるから、本件選挙日までの間に、本件区割基準規定中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする是正がされなかったことは、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったものである。

なお、緊急是正法は、選挙区間の人口較差の問題は2倍未満であれば裁量権の範囲内であるとの理解に基づくものであるが、平成23年大法廷判決は最大較差2倍という数値を画一的に量的な基準とはしていない。また、同法は、地方にも配慮した民主主義にかなうように配慮した内容であるが、平成23年大法廷判決は、地域性に配慮した1人別枠方式は既に合理性を失ったと判示しているのであるから、同法は改正の方向性を誤っている。

- (4) よって、本件区割規定は憲法に違反し無効であって、本件選挙のうち沖縄県第1区における選挙は無効である。
- (5) 本件選挙によって選出される議員は違憲状態議員であり、そのような議員が参加する国会の決議によって法律が制定されても、主権者である国民の多数意見に支持されているという保障がなく、著しく公共の利益を害するものである。また、本件選挙が憲法違反と判断されても、訴訟の対象とされた各小選挙区の選挙のみが無効となるだけであって、違憲無効判決には遡及効がないから、日本国が混乱に陥ることはない。したがって、本件選挙が違法とされる場合に事情判決の法理は適用されるべきではない。

(被告の主張)

- (1) 本件選挙が無効であるとの原告の主張は争う。
- (2) 平成23年大法廷判決の言渡し後、本件選挙当日までに約1年9か月が経過しているものの、その期間は、1人別枠方式を廃止して、各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか、選挙区割り全体の見直しを行うという困難な立法を講ずるには、不十分というべきである。しかし、この間に、国会においては、投票価値の較差是正を図るための具体的な立法措置が行われ、1人別枠方式の廃止を含む緊急是正法が成立するに至っており、現在も引き続き是正に向けての区割り改定作業が継続されている。また、投票価値の較差の状況の変動としては、本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対2.425であり、平成21年選挙時の1対2.304からわずかに増大しているにすぎない。

以上の事情を総合すれば、1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの下で施行せざるを得なかった本件選挙までに、憲法上要求される合理的期間内における是正措置がされなかったと評価することはできない。

以上によれば、本件区割規定は、いまだ憲法14条1項等の憲法の規定に違反するとはいえないものであり、本件選挙区割りの下で施行された本件選挙のうち原告の選挙区（沖縄県第1区）における小選挙区選挙は無効なものではない。

第3 当裁判所の判断

1 本件区割規定等の合憲性について

- (1) 代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、国政における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではない。憲法は、上記の理由から、

国会の両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという基本的な要請（43条1項）の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（同条2項、47条）、両議院の議員の各選挙制度の仕組みについて国会に広範な裁量を認めている。したがって、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような基本的な要請や法の下での平等などの憲法上の要請に反するため、上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁（以下「平成19年大法廷判決」という。）、平成23年大法廷判決参照）。

- (2) 原告は、国会議員の多数意見が主権者である国民の多数意見と等価でなければならないと主張する。

しかし、憲法上、国会の議決が国会議員の多数決によって定められるからといって、これが直ちに主権者の多数意見と等価でなければならないことまでを要求した規定は存在しない。もとより、主権は国民に存するものであり、その代表者である国会議員が民意を正当に反映すべきであるとはいえるものの、国会議員は全国民を代表し、その意思に基づいて国会に関与するものであって、国会の議決における国会議員の多数意見が、国会議員を選出した選挙区の選挙人（主権者）の多数意見と等価であることが必須であるというこ

とはできない。したがって、国会議員の多数決を国民の多数決に同時変換する手続は人口比例選挙であるとの原告の主張は採用できない。

- (3) 次に、原告は、本件区割規定は憲法の保障する投票価値の平等に違反すると主張する。

そこで検討するに、憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解されるが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがある裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、やむを得ないものと解される。そして、憲法は、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることを求めているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することを許容しているものといえる（平成23年大法廷判決参照）。

前記第2の2(3)のとおり、平成23年大法廷判決は、平成21年選挙について提起された選挙無効訴訟において、上記選挙当時において、区画審設置法3条の定める本件区割基準のうち、同条2項の1人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、同基準に従って平成14年に改定された本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判断している。

本件選挙は、平成21年選挙当時の本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づいて実施されたものであり、本件選挙当時、1人別枠方式を廃止する旨の緊急是正法3条が施行されていたとはいえ、本件区割規定の定める本件

選挙区割りとは、1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものであることに変わりはないものである。また、本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差は、本件選挙当日において、最大で2.425倍に達しており、平成21年選挙当時の較差である2.304倍よりも拡大しており、較差が2倍以上である選挙区の数も平成21年選挙当時の45選挙区から72選挙区に増加している。そして、1人別枠方式が平成21年選挙における選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていたことは平成23年大法廷判決が判示したとおりであり、その不合理性が本件選挙当時には拡大している以上、本件選挙当時における本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要請に反する状態に至っていたものというべきである。

2 合理的期間内における是正の有無について

- (1) 以上のとおり、本件選挙当時における本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要請に反する状態に至っていたものというべきであるが、本件選挙までの間に本件区割規定が是正されなかったことをもって、憲法上要求された合理的期間内に是正がされなかったとはいえない場合には、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものといえないことは、平成23年大法廷判決が判示したとおりである。

そこで、合理的期間内に是正がされなかったといえるかどうかについて検討する。

- (2) 平成23年大法廷判決は、平成19年大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む本件区割基準規定及び本件区割規定について、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮すると、平成21年選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正が

されなかったものということとはできないと判示している。このことに照らすと、上記合理的期間の始期は、平成23年大法廷判決の言渡し時とするのが相当であり、上記判決言渡し後に、1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正が合理的期間内にされなかったといえるかどうかの問題になるが、事柄の性質上合理的期間が経過していないことについては、その根拠となる事実関係について被告側で主張立証すべきものというべきである。

そこで、平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日から本件選挙が施行された平成24年12月16日までの約1年9か月の間に是正がされなかったことにつき、合理的期間内に是正がされなかったといえるかどうかについて検討する。

- (3) 証拠（甲24、乙2の1・2、3の1～7、4の1・2、5の1・2、6の1・2、7、8、9の1～3、10の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

ア 区画審は、平成23年大法廷判決が出された直後の平成23年3月28日、平成23年大法廷判決の判示内容を踏まえて、小選挙区選挙の選挙区間における議員1人当たりの人口較差をできるだけ速やかに是正し、違憲状態を早期に解消するために、1人別枠方式の廃止やこれを含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの改定を行わなければならないことを確認した。

イ 国会では、衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、第1回会合が平成23年10月19日に開催されて以降、投票価値の較差の是正について、衆議院議員選挙制度の抜本的改革及び衆議院議員定数削減といったテーマとともに協議が重ねられた。

また、平成22年10月に国政調査が実施され、区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成24年2月25日とされていたため、同年

1月25日の上記各党協議会において、上記期限までに上記各テーマについて議論の同時決着を図ることができるよう全力を挙げる旨合意した。

しかし、上記各党協議会において、投票価値の較差是正に関しては、遅くとも平成24年2月8日の協議会の時点では異論がなく、緊急対応として法案を提出すべき旨の意見も出されていたが、定数削減及び選挙制度の抜本改革と同時決着を目指す方向で協議が継続され、投票価値の較差是正のための法案提出は見送られ、同月25日までに上記の同時決着が図られることはなかった。

平成24年4月25日開催の第16回会合では、次回の衆議院議員総選挙のための緊急措置として、1人別枠方式を廃止し、小選挙区選出議員の定数を「0増5減」すること、これと併せて、比例代表選出議員の定数を75削減し、ブロック比例代表制を全国比例代表制に改めることなどを内容とする「座長とりまとめ私案」が提案されたが、1人別枠方式の廃止及び小選挙区選出議員の定数の「0増5減」以外の提案について意見がまとまらなかったこともあり、採用されるには至らなかった。

ウ その後、民主党は、1人別枠方式の廃止及び定数の「0増5減」案等を内容とする「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」を、自由民主党は、「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」（以下「緊急是正法案」という。）をそれぞれ衆議院に提出し、いずれも衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託されたが、民主党提出に係る上記法律案は審議未了により廃案となり、緊急是正法案については、継続審理案件とされ、第181回国会において、衆参両院で可決され、平成24年11月16日に緊急是正法が成立し、同月26日公布され、同法2条の規定を除いて、同日施行された（緊急是正法附則1条）。

緊急是正法は、小選挙区選出議員の定数を5人削減して295人とし、併せて、公職選挙法13条1項、別表第1の改定を行うこととし（2条）、また、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分を廃止する（3条）とするものであるが、区画審がこの改正に基づく区割りの改定案を作成して勧告するまでには一定の期間を要するため、緊急是正法2条の規定については、同条の規定による改正後の公職選挙法13条1項に規定する法律の施行の日から施行されることとされた（緊急是正法附則1条ただし書）。また、区画審が平成22年実施の国勢調査の結果に基づいて小選挙区選挙の選挙区の改定案を作成するに当たっては、「0増5減」案により、較差の大きい都道府県である高知県、徳島県、福井県、佐賀県及び山梨県の5県の区域内の選挙区の数を1ずつ削減してそれぞれ2とすることとされ（同法附則3条1項、附則別表）、この改定案に係る区画審の勧告は、同法の施行日（平成24年11月26日）から6か月以内にできるだけ速やかに行うこととされた（同法附則3条3項）。そのため、是正の範囲は必要最小限の改定にとどめることとし、改定案作成の基準として、①選挙区間における較差の基準を2倍未満とし、②改定の対象とする小選挙区を、③人口の最も少ない都道府県（鳥取県）の区域内の選挙区、④小選挙区の数が増加することとなる県（高知県、徳島県、福井県、佐賀県及び山梨県）の区域内の選挙区、⑤人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満であるという基準を満たさない小選挙区、及び、⑥⑦の選挙区を⑧に記載の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区に限ることとされた（同法附則3条2項）。

エ 緊急是正法の施行を受けて、区画審は、平成24年11月26日、同法附則3条3項による区割りの改定案の勧告期限である平成25年5月26日までの今後の審議の進め方を確認するとともに、平成24年12月10

日に緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）の審議を行った。区画審では、今後、区割りの改定案を勧告するまでの間に、区割りの改定案の作成方針の審議・決定や、具体的な区割りの審議を予定している。

- (4) 1人別枠方式及び1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りは、平成23年3月23日に言い渡された平成23年大法廷判決において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判断されたのであるから、これを是正するためには、1人別枠方式を廃止して、各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか、選挙区割り全体を見直して平等なものにすることが必要になるものであって、相当程度の期間を要するものであることは否定できない。そして、区画審が、平成23年大法廷判決が出された直後に、同判決の判示内容を踏まえて、小選挙区選挙の選挙区間における議員1人当たりの人口較差をできるだけ速やかに是正し、違憲状態を早期に解消するために、1人別枠方式の廃止やこれを含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの改定を行うことを確認したのをはじめとして、国会の衆議院選挙制度に関する各党協議会における協議が重ねられ、平成24年11月16日に緊急是正法が成立するなど、一定の成果があったことは、上記(3)で認定したとおりである。

しかし、本件選挙当時、1人別枠方式を廃止する旨の緊急是正法3条は施行されていたが、本件区割規定の改正には至らず、本件選挙は、平成21年選挙と同じく本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づき行われることとなったことも、上記(3)のとおりである。

そして、平成23年大法廷判決においては、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものであるから、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、

区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるとの指摘がされていたものである。

- したがって、国会においては、投票価値の平等は憲法上の要請であり、民主主義の根幹をなすものであって、最優先で達成されるべき課題であることは十分認識できたはずであり、全国民の代表者を選出するにふさわしい選挙制度の実現に向けた良識ある行動が要請されていたものといえることができる。しかし、この観点からみると、上記(3)で認定したとおり、平成23年大法廷判決の言渡し後、国会において、衆議院選挙制度に関する各党協議会の第1回会合が開催されるまでの間に約7か月を要しているが、このことについての合理性を見いだすことはできない。また、国会における検討では、平成23年大法廷判決の判断を受け、区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成24年2月25日とされていたことをも踏まえて、衆議院小選挙区における投票価値の較差を是正するための法案を成立させる動きこそあったものの、政党間における意見の対立のあった衆議院議員の定数削減等の問題との同時決着を図ろうとしたことなどから、本件選挙自体は従前の選挙区割りのまま実施されるに至ったものである。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内にできるだけ速やかに投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講じたとはいえないといわざるを得ず、不十分な対応にとどまったものであって、それ以上に、被告側から、合理的期間を経過していないことについての立証がされているということとはできないから、平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日から本件選挙が施行された平成24年12月16日までの約1年9か月の間に是正がされなかったことについては、合理的期間内に是正がされなかったというべきである。
- (5) したがって、本件選挙の選挙区割りを定めた本件区割規定は、本件選挙当時、憲法が要求する投票価値の平等に違反し、違憲であったというべきであ

る。

3 本件選挙の効力について

以上のおり、本件選挙の選挙区割りを定めた本件区割規定は、本件選挙当時、憲法が要求する投票価値の平等に違反し、違憲であったというべきであるが、本件においては、これに基づく本件選挙の効力を無効とするのが相当であるということとはできない。

すなわち、憲法が要求する投票価値の平等に違反すると判断された1人別枠方式及び1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件区割規定を改正するためには、当該規定の改正という立法措置が必要になるところ、本件選挙を無効とした場合には、当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で本件区割規定の是正を実施せざるを得ないなど憲法の予定していない事態が現出することによる不都合が生じることになる。もともと、改正作業が行われる見込みが乏しい場合には、上記のような事態もやむを得ないといえようが、本件においては、上記2(3)で認定したとおり、最終的な成果は達成できていないものの、一定の改正作業が行われており、今後も、是正に向けた作業が進められる可能性があること、その他諸般の事情を総合考慮すると、あくまでも現時点においては、選挙を無効としないことによる弊害の方が少ないものというべきである。そうすると、本件については、いわゆる事情判決の制度（行政事件訴訟法31条1項）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則に従い、本件選挙が憲法に違反する本件区割規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において上記選挙の違法を宣言するにとどめ、上記選挙は無効としないこととするのが相当である場合に当たるものというべきである。

4 結論

以上のおり、原告の請求は、本件選挙における沖縄県第1区選挙が違法であるとの主張については理由があるが、本件においては上記選挙を無効とし

ないのが相当であるから，原告の請求を棄却し，上記選挙が違法であることを宣言するにとどめ，訴訟費用の負担について，行政事件訴訟法7条，民事訴訟法64条ただし書を適用して，主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官 今 泉 秀 和

裁判官 岡 田 紀 彦

裁判官 並 河 浩 二

これは正本である。

平成25年3月26日

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判所書記官 上原直也

